一般財団法人 経済産業調査会　研修会のご案内

関係の方々にご回覧ください

職務発明規定変更及び相当対価算定の法律実務

～ 職務発明制度の改正動向を踏まえて～

日時

平成 26年 7月2日（水）

10時～16時10分（開場9時30分）

現行特許法35条は職務発明について規定しており、3項において従業員等に対して相当対価請求権を認めています。

しかし、現行法35条の示す基準は抽象的であり、どのようなプロセスを経た場合に相当対価の決定手続が合理的といえるのか判然としません。この点、特許庁がガイドラインを公表していますが、未だ抽象的であることは否めません。また、既存の職務発明規定の変更についてのあるべき手続も不明確です。そのため、現在、特許法35条の更なる改正が議論されています。

本セミナーにおいては、改正動向も踏まえ、就業規則の変更法理及び労働協約による労働条件の不利益変更を巡る議論なども参照し、「相当の対価」の算定方式、職務発明規定の変更手続及び相当対価の算定手続等について可能な限り具体的考察を行います。

是非、この機会に多数ご参加くださいますよう、ご案内申し上げます。

日本弁理士会会員の皆様へ

（一財）経済産業調査会は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。
この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請中です。
この研修を修了し、所定の申請をすると、５単位が認められる予定です。

講　師： 高橋法律特許事務所　弁護士・弁理士　**高橋　淳** 氏

参加料：各１名につき（資料代・消費税込）

特別会員	普通会員・知財会員	特許ニュース購読者	一　般
10,000円	15,000円	18,000円	23,000円

※ テキストとして、講師が執筆された当会刊行書籍「職務発明規定変更及び相当対価算定の法律実務」を使用します（当日配布）。

場　所：
銀座会議室（三丁目）2階Ａ室
東京都中央区銀座３－７－１０松屋アネックスビル
（東京メトロ銀座線・日比谷線銀座駅下車Ａ12番出口より徒歩約２分）

主　催：一般財団法人 **経済産業調査会**
〒104-0061　東京都中央区銀座2-8-9　木挽館銀座ビル
電話　03-3535-4881　http://www.chosakai.or.jp/

職務発明規定変更及び相当対価算定の法律実務　アジェンダ

1．現行特許法35条の内容及び制定経緯

2．改正動向

3．制度設計の基本的視点

4．「相当の対価」の算定方式 ～ 実績補償方式 vs 出願時一括払い方式

5．対価額の算定手続

6．職務発明規定の変更手続

7．退職者・出向者の取扱い等特別な問題

最新のセミナー情報がご覧になれます
http://www.chosakai.or.jp/seminar/seminar-annai.htm

経済産業調査会　セミナー　検　索

「職務発明規定変更及び相当対価算定の法律実務」参加申込書（H26.7.2開催）

ご所属名	電 話
	ＦＡＸ
	E-mail
ご住所　〒	
参加者 お名前　　部署名	
お名前　　部署名	
お名前　　部署名	
備考欄	

申込先　**FAX　：03-3535-4884**
E-mail：seminar@chosakai.or.jp

一般財団法人 経済産業調査会
〒104-0061　東京都中央区銀座2-8-9
電話０３－３５３５－４８８１

個人情報保護法により、ご記入いただいた情報については弊会の業務遂行のためにのみ使用され、お客様の了解無く第三者に譲渡、漏洩されることはございません。